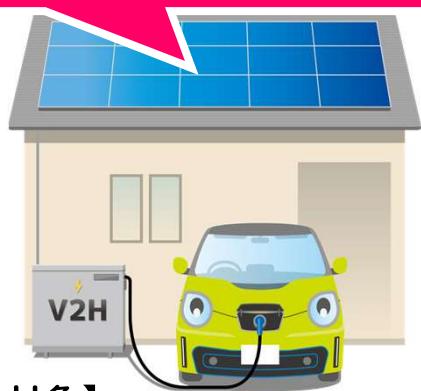


ゼロカーボンシティ 推進事業費補助金

市民用



省エネ住宅



【補助対象】

- ・蓄電池
- ・V2H充放電器



【上記と同時導入の場合】
・太陽光発電設備

省エネ車両



【補助対象】

- ・EV車
- ・PHEV車
- ・EV充電器

国の
CEV補助金
と併用可



家庭での「地球温暖化対策」を支援します！

詳しくはこちら→



【問い合わせ先・申請窓口】

大仙市市民部生活環境課環境班

TEL 0187-63-1111(内線188、187)
及び各支所市民サービス課

補助対象設備と補助金額



○令和7年4月1日以降に設置・登録した新品・新車が対象となります。

※①②⑤は10年以上のリース(解約不可型)による設置も補助対象です。

補助対象設備	補助金額	補助要件
①蓄電池 (定置式リチウムイオン電池)	1設備 10万円	・申請者が居住する住宅又は同一敷地内に設置 ・公称蓄電容量が1kwh以上 ※持ち運び可能な蓄電池は対象となりません
②V2H充放電器	1設備 10万円	・申請者が居住する住宅又は同一敷地内に設置 ・国の補助対象機種として登録されているもの
③EV車・PHEV車 (登録がR5.4.1以降)	1台 10万円 (1世帯2台まで)	・自動車検査証記録事項で「乗用」「自家用」かつ使用の本拠の位置が「大仙市内」であることを確認できるもの ・国の補助金(CEV補助金)の対象車種で「V2H・V2L(外部給電器)での給電機能」を有していること
④EV充電設備	1設備 3万円 税抜き事業費が3万円以下の場合は消費税を除く全額	・申請者が居住する住宅又は同一敷地内に設置 ・国の補助対象機種として登録されているもの
【セット補助】 ⑤太陽光発電設備	公称最大出力 1kw当たり5万円 (上限25万円)	・①又は②と併せて設置し接続されているもの ・申請者が居住する住宅又は同一敷地内に設置 ・公称最大出力が1kw以上 ※補助金計算時は出力値の小数点以下は切り捨て

※国の補助対象設備等は「一般社団法人性世代自動車振興センター」HPを参照願います。

組み合わせての申請も可能です！

(<https://www.cev-pc.or.jp>)



申請手続

随時受付しております。



○手続きに必要なもの

【共通】

- ・補助金申請書兼実績報告書(窓口に設置)
- ・領収書、ローン契約書等の写し
- ・納税証明書(完納を証明するもの)200円
- ・振込先通帳又はカードの写し
- ・印鑑



- ①蓄電池
②V2H充放電器
④EV充電器
⑤太陽光発電設備

の場合

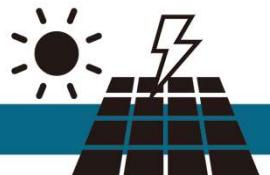
- ・契約書、注文書等の写し(経費詳細)
- ・カタログ、説明書、仕様書等の写し
- ・リースの場合はリース契約書の写し



③EV車、PHEV車の場合

- ・自動車検査証記録事項の写し

○申請窓口:市民部生活環境課、各支所市民サービス課



申請できる方

- 市内に住所を有する方
- 市税等を滞納していない方
- 暴力団員ではないこと
- 補助金額を除いた費用を自ら負担し、自ら又は同一の世帯のものが所有すること。

●詳しくは市のホームページをご覧下さい。(表ページQRコード)